

羽曳野市情報公開条例第 20 条および羽曳野市個人情報保護条例第 39 条の規定に基づき、情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況について、次のとおり公表します。

平成 30 年度の運用状況は、下記のとおりです。なお、実施機関別などの詳細については、市ウェブサイト（総務部総務課内のページ）をご覧ください。

I 情報公開制度の運用状況

●開示請求件数および処理状況

受付件数	50	
請求者数	22	
取下げ件数	1	
決定件数	52	
処理状況	開示	11
	部分開示	33
	不開示（内不存在）	7(7)
	存否不応答	1
	却下（対象外）	0
開示率	86%	

※ 1 件の開示請求に対して複数の決定を行った案件があります。

※ 開示率 = (開示件数 + 部分開示件数) ÷ (開示件数 + 部分開示件数 + 不開示件数) × 100

II 個人情報保護制度の運用状況

1. 保有個人情報開示請求等件数および処理状況

	請求者数	取下げ	決定件数	開示	部分開示	不開示（内不存在）	存否不応答	却下
開示請求	17	0	18	7	9	2(2)	0	0
訂正請求	0	0	0	0	0	0(0)	0	0
利用中止請求	0	0	0	0	0	0(0)	0	0
合計	17	0	18	7	9	2(2)	0	0

2. 開示請求開示率 89%

3. 個人情報取扱事務の件数 209 件（平成 31 年 3 月 31 日現在）

III 不服申立ての処理状況

区分	申立件数	却下	棄却	全部容認	一部容認	審理中	取下げ
公文書開示請求	0	0	0	0	0	0	0
保有個人情報開示請求	0	0	0	0	0	0	0
保有個人情報訂正請求	0	0	0	0	0	0	0
保有個人情報利用中止請求	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0

■ 問合せ ■ 総務課 ☎ 072-958-1111（内線 3691）

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建てられた木造住宅が対象です。 ※ブロック塀等撤去補助を除く

耐震診断 設計改修工事 除却工事 ブロック塀等撤去工事の補助制度

補助制度をご利用ください。



耐震診断

- ・・・費用の 9 割を補助（最大 4 万 5 千円）
- ※自己負担目安 5 千円



除却

- ・・・費用の 5 割を補助（最大 20 万円を補助）



ブロック塀等撤去

- ・・・費用の 2/3 を補助、見附面積 1 万円 / ㎡ の 2/3（最大 15 万円を補助）

設計改修

- ・・・費用の 8 割を補助（最大 40 万円～100 万円）
- ※条件により補助金額が異なる

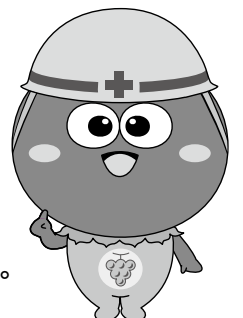
※申請前に着手すると補助の対象となりません。

※設計改修および除去補助の対象者については所得等により制限があります。

※耐震改修工事、除却工事、ブロック塀等撤去工事に要する費用が定額未満の場合は、当該費用が補助金の額となります。

まずは、耐震診断
してみませんか？

詳しくはお問い合わせください。



■ 問合せ ■ 建築住宅課 住宅政策推進室 ☎ 072-947-3705(直通)